

市民活動支援補助金制度の改正検討について

【現行の市民活動支援補助金制度】

- ・対象：市内在住、在勤又は在学の者5名以上によって組織されること
活動の拠点が富士市内にあり、主に市内で活動していること
- ・市民活動団体が実施する事業にかかる経費の2分の1を補助する（上限50万円）
- ・補助金の交付年数や回数に上限なし
- ・事業単位での申請であるため、同一団体による複数事業への交付申請可
- ・1回につき最長3年間の事業について申請可
その後も継続して交付を希望する場合は、3年目に再度交付申請をして審査を受ける

◆協力市町の例規を検索できるシステムで、市民活動や協働を名称に含む補助金を検索
全国で98市156制度が検出された

- ・年限等に関して規定がない制度 44制度
- ・団体に対する制限（1団体〇回まで） 48制度
- ・事業に対する制限（同一事業〇年（回）まで） 64制度
- ・年数・回数での制限は

1年（回）	2年（回）	3年（回）	5年（回）
34制度	20制度	56制度	2制度

団体に対する制限については、制限いっぱいまで補助を受けた団体はもう補助を受けることができないが、事業に対する制限の場合、実施する事業が違えば同じ団体が何度でも補助を受けることができる。

団体に対し1回を限りとした制限のものは、団体の立ち上げに対する補助や本市における「市民協働スタートアップ補助金」のように設立間もない団体を対象とした制度が多い。